

令和7年11月7日

予算決算総務環境分科会 会長報告

本分科会に分担された案件は、次の通り、議案7件です。

件名		表決の状況
議案第62号	令和7年度埼玉県和光市一般会計補正予算(第3号) 〔歳入、歳出の総務費・土木費・公債費・諸支出金・債務負担行為〕	原案可決
議案第66号	令和7年度埼玉県和光市和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第67号	令和7年度埼玉県和光市水道事業会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第68号	令和6年度埼玉県和光市一般会計歳入歳出決算の認定について 〔歳入、歳出の議会費・総務費・衛生費のうち清掃費・労働費・農林水産業費・商工費・土木費・消防費・公債費・諸支出金・予備費・各款の給与費〕	認定
議案第72号	令和6年度埼玉県和光市和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
議案第73号	令和6年度埼玉県和光市水道事業決算の認定及び剰余金の処分について	認定及び原案可決

議案第74号	令和6年度埼玉県和光市下水道事業決算の認定について	認定
--------	---------------------------	----

【本日の報告】

本日は、予算決算総務環境分科会に分担された議案のうち、令和6年度の決算審査の中から質疑と答弁をいくつか御紹介して、分科会長報告とさせていただきます。

●議案第68号 令和6年度埼玉県和光市一般会計歳入歳出決算

主な質疑と答弁

質問 市民文化センターの劣化診断調査について、特に緊急を要するものについて伺います。

答弁 AからDの4段階の評価で、機械設備とか、あと施設ごとで出してもらっています。Dの部分は緊急を要するのものとして挙げられますが、大ホールの天井になります。直ちに何かあるというのではなく、建築基準法の改正によって不適合になってしまったものです。あと、機械設備の蓄電池、照明器具機械設備にD判定で、その都度修繕するのかどうか、今後検討していかなければと考えています。

質問 分譲マンション管理等実態調査業務委託料の内容と対応について伺います。

答弁 マンション管理計画策定に先立つ基礎調査として、分譲マンションの建物の概要、管理状況などの実態を把握、調査の結果分析、課題を抽出するものです。マンション管理計画は、令和7年6月に策定、10月から認定制度を開始となっています。マンションの修繕計画、資金計画をマンションの管理組合で考えてもらい、市が認定して、マンション管理の適正化を進めるといったことです。

質問 市内循環バスについて、不便になった、乗り継ぎがうまくできないという声がある。この点については、どう評価しているのか伺います。

答弁 運行時間、本数が不十分であるというふうなご意見はいただいております。この事業の評価で事業見直し部分でBと評価させていただいており、今後、市内循環バスの見直しをするに当たって改善を図っていきたいと考えているところです。

質問 今後の市内循環バス見直しのスケジュールがわかるか伺います。
答弁 令和8年度に上位計画である和光市地域公共交通計画を見直す予定をしております。その見直しに連動させて市民ニーズでしたり、運行状況の調査結果を反映させて、それらを踏まえた循環バスの見直しを行いたいと考えております。

質問 監査報告書にある流用禁止科目からの流用といった事例について財政課の方で協議するような形を整えるのか伺います。

答弁 予算事務規則に定めがありますが、やむを得ない場合には、流用も可能と規定されております。流用の場合には、財政課のチェックが入る仕組みになっており、適切な予算執行に努めてまいりたいと考えています。

●議案第72号 令和6年度埼玉県和光市和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算

主な質疑と答弁

質問 一般会計からの繰入金と起債の金額の配分基準について伺います。

答弁 起債は条例の考え方を基礎に、事業の緊急性、重要性を加味して限度額を設定。令和6年度の適債事業は、建物移転補償費、加えて区画道路の築造費、またこれに係る設計費が対象となります。令和6年度は、この3点に係る事業に基づいて起債のほうを定めております。

質問 無電柱エリアの範囲は、どこか伺います。

答弁 再開発事業区域の外周部を想定しています。関係機関と協議をしながら段階的に整備を進めます。

質問 移転説明は、形状、安全、擁壁まで丁寧に行っているのか伺います。

答弁 設計前の概略図で時期や高低差、擁壁位置などを説明し、追加質問には随時個別対応し、理解促進に努めています。

質問 現地換地の件数は、何件か伺います。

答弁 現地換地は、76件となっております。

質問 現地希望でも道路優先で、道路を迂回、曲げたりの変更はしないのか伺います。

答弁 外構の補償、移転の再築、曳家、あと改造工法とかもあり、そこを含めて計画の道路、公共用地、公共整備するところに関しては、道路を曲げるとかではなく、権利者様のご協力をお願いして移転補償を出して移転していただくという流れでやっております。76件は、あくまで移転が今必要ないと考えられるところの件数になります。

●議案第73号 令和6年度埼玉県和光市水道事業決算の認定及び剰余金の処分

主な質疑と答弁

質問 供給単価が1 m³当たり121円20銭で、給水単価が135円と差し引き赤字になっていることについて伺います。

答弁 本来、水道料金の改定に伴いまして、供給単価のほうは上がっているところですが、給水原価、かかる費用のほうも上がっていることから、この差額が引き続き生じているという状況となっております。

質問 これから県水が上がるという方向だが、どうなるのか伺います。

答弁 県水の単価も上がるということで、費用が上がると見込まれており、水道料金を上げて、今のところ逆ザヤは続いていくものと見込んでおります。

質問 管路の整備延長では、主要配水管、重要給水施設配水管耐震工事で781.8m、また、老朽管更新工事で304.8mということだが、令和6年度でどれくらいの割合で工事が終わったのか伺います。

答弁 令和6年度末では、56.4%が全体の中での割合となっております。水道の管の工事は、様々な条件や管の大きさによって事業費に割と直接的な影響があります。理想では、年間で総延長の2%くらいずつ、50年で入れ替えが終わるということを目指してはいます。

●議案第74号 令和6年度埼玉県和光市下水道事業決算の認定

主な質疑と答弁

質問 管路の検査について、全て終わったのか伺います。

答弁 大規模重点調査は、埼玉県で指定された調査になり、管径が2m以上かつ平成6年以前に設置された下水管ということで、和光市では350mの管が対象となっております。これから調査を始めるとい形になります。

質問 雨水の関係かと思うが、災害時に水道が止まった場合に、水を汲んでトイレに流すということをしないようにという報道があったが、逆流対策というものはないのか伺います。

答弁 汚水については、若干の隙間といったところから雨水管の汚水が満杯になると逆流というものは発生します。そのような場所については、公共汚水柵の手前に、逆流しても宅内に入り込まないように逆止弁を設置して対策を取っています。

以上、御報告致しましたが、審査の主な内容については、分科会記録を御参照ください。